

2021年8月12日

各 位

会社名 株式会社 TOKAI ホールディングス
代表者名 代表取締役社長 鴫田 勝彦
(コード番号 3167 東証第1部)

問合せ先 代表取締役常務執行役員 山田 潤一
(TEL. 054—275—0007 (代表))

当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対するストックオプション（新株予約権）の発行に関する有価証券届出書の取下げに関するお知らせ

当社は、2021年7月29日開催の取締役会において、当社の使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人に対してストックオプションとして発行する新株予約権の募集事項を決定し、当該新株予約権を引き受ける者の募集をすること等につき決議いたしました。下記の理由により既提出の有価証券届出書の取下げを決定し、関東財務局へ当該有価証券届出書の取下げ願いを提出いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。なお、当該決議内容の詳細につきましては、2021年7月29日付け「ストックオプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ」をご参照ください。

記

I. 取下げの理由及び今後の見通し

当社は、2021年7月29日付で新株予約権の募集に係る有価証券届出書を提出いたしましたが、当初のスケジュールを見直し四半期報告書の提出及びそれに伴って提出すべき有価証券届出書の訂正届出書の提出が2021年8月12日以降となったため、2021年7月29日付で提出した有価証券届出書の効力発生日である2021年8月17日までの待機期間（四半期報告書の提出に伴う有価証券届出書の訂正届出書の提出から中3日（行政機関の休日の日数は算入しない。））を確保できなかったことに伴い、既提出の有価証券届出書について届出の取下げ願いを提出いたしました。

今後、改めて関東財務局へ有価証券届出書を提出し、当該新株予約権の募集を行う予定です。

以 上